

# 【応急対策】

## 基本方針

- 1 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する
- 2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する

## 基本方針1 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する

### 1 仮設トイレの確保・設置及びし尿処理の実施

#### □ 対策内容と役割分担

多摩市は、断水地域等を把握し仮設トイレを設置する。また、し尿収集体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 清 掃 対 策 部	○ 仮設トイレを確保し設置する。 ○ し尿収集計画を策定し、収集体制を構築する。

#### □ 詳細な取組内容

##### 1 仮設トイレの設置

###### (1) 被害状況の把握及び配置計画

- 清掃対策部長は、復旧復興・給水対策部へ連絡を行い、下水道施設の被害状況を把握する。
- 清掃対策部長は、復旧復興・給水対策部に依頼し、水道及び下水道施設の被害状況を踏まえて仮設トイレ等を設置する。

##### 2 仮設トイレの確保・設置・し尿処理

###### (1) 仮設トイレの確保

清掃対策部長は、仮設トイレを次のとおり確保する。

- 備蓄している仮設トイレ(多摩市備蓄分)
- 災害時応援協定に基づき近隣区市町村等及び民間事業者に支援を要請する。

###### (2) 避難所(指定避難所)における仮設トイレの設置

- 清掃対策部長は避難所施設対策部長に依頼し、下水道が使用できない地域の避難所(指定避難所)について、地区防災倉庫等に備蓄している仮設トイレ等を避難者の協力を得ながら設置する。
- マンホールトイレシステムが導入されている避難施設については、備蓄の簡易トイレをマンホールシステムと連結し使用する。

###### (3) 避難所(指定避難所)仮設トイレのし尿処理

避難所(指定避難所)仮設トイレのし尿処理を行う。必要に応じて災害対策拠点、広域避難場所や公園等に設置された仮設トイレのし尿を処理する。

#### (4) 仮設トイレを設置する場合の留意事項

- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障がい者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、仮設トイレの確保や設置場所の選定等を考慮する。
- 仮設トイレを配置する場合には、男女の個数比率(概ね1:3の割合)や、高齢者、障がい者等も利用しやすいトイレも配置するよう考慮する。
- 発災後3日目までは、し尿収集運搬車両によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集運搬車両による収集を要しないマンホールトイレシステムを利用する。
- 清掃対策部長は、避難所(指定避難所)においては避難所施設対策部長、その他にあつては食料物資調達対策部長へ、トイレに係る消耗品の調達、設置について十分に連携を図る。
- 避難所施設対策部長は、避難所(指定避難所)が断水等の場合、マンホールトイレシステムまたは地区防災倉庫の仮設トイレを設置する。
- 避難所施設対策部長は、避難所(指定避難所)に配置した仮設トイレを組立て設置する。

※ 都立桜ヶ丘公園には、し尿を受入れる便槽が設置されているため、必要によりマンホール型トイレを設置することができる。

#### (5) その他の予測される、し尿処理発生場所

- 災害対策活動拠点
- 仮設住宅地 他

#### (6) 仮設トイレが不足する場合

- 清掃対策部長は、避難施設において仮設トイレが不足した場合、避難所施設対策部長からの依頼を受け、水道・下水道が被災していない地域の避難施設等に備蓄されている仮設トイレの移送を、食料物資調達対策部長に要請する。
- 多摩市で調達できない場合は、統括対策部に協定締結市町村・東京都・他自治体へ仮設トイレの調達を要請する。

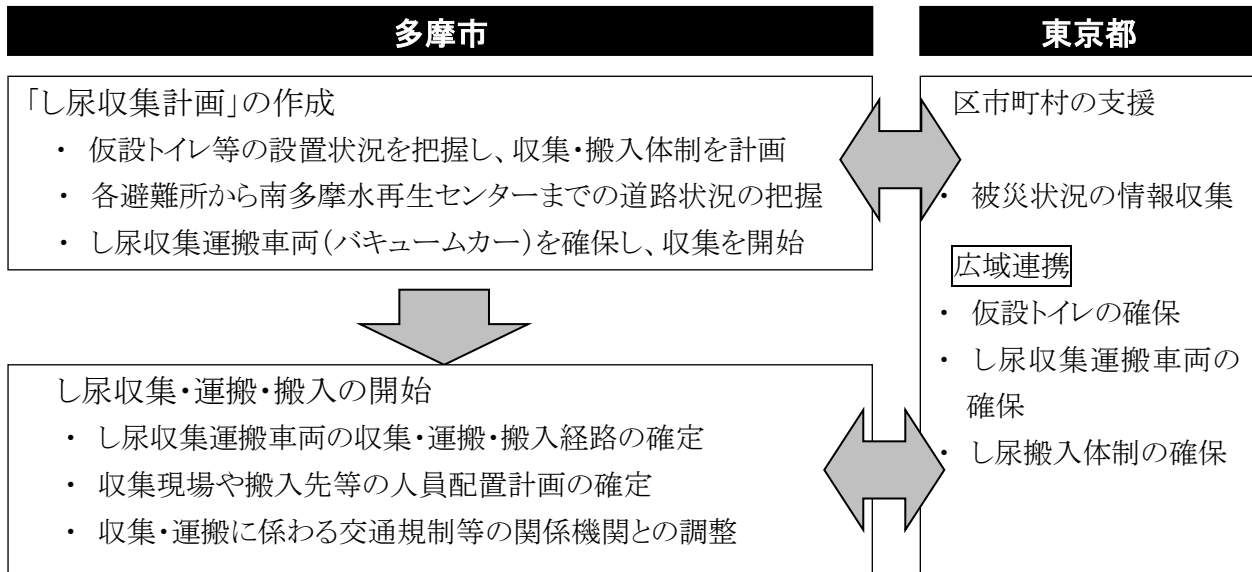
#### (7) 民間団体への協力

清掃対策部長は、災害時応援協定を締結している民間事業者に対し、仮設トイレの借用を要請する。

### 3 設置された仮設トイレの把握及び報告

清掃対策部長は、避難施設に設置した仮設トイレ等の数量及び使用状況を把握し、必要に応じて統括対策部及び復旧復興・給水対策部へ報告する。

## □ 業務手順



#### 4 し尿収集体制の構築

- 仮設トイレの設置状況を把握し、使用頻度を踏まえたし尿収集計画を策定する。
- し尿処理計画に基づき、し尿収集運搬車両(バキュームカー)を効率よく巡回させ、各仮設トイレの機能維持を確保する。
- 清掃対策部長は、し尿の収集・処理体制を確立し、し尿処理を実施する。

#### 5 し尿処理体制の確立

清掃対策部長は、被害の状況に応じたし尿処理実施のため、次の準備を行う。

- 南多摩水再生センターの被害状況及び当面の収集処理能力を把握する。
- し尿処理に関する災害時応援協定事業者より、し尿収集運搬車両を確保する。
- 収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し、し尿処理計画を作成する。
- 排出し尿量は、1人1日あたり1.7リットルを想定する。

#### 6 し尿処理の搬送

- し尿収集運搬車両(バキュームカー)で収集したし尿を南多摩水再生センターへ搬入する。
- 仮設トイレやし尿収集運搬車両(バキュームカー)が不足する場合は、東京都に対し応援を要請する。

#### 7 受援の要請

清掃対策部長は、東京都へ広域的応援体制を要請し、し尿処理能力に余裕のある他市町村への応援処理を要請する。

#### 8 受援体制の整備

広域支援や民間事業者に対して収集・運搬ルートを指示できるよう、図面等で整理を行う。  
 なお、受援を行う場合には、業務の詳細な記録が作成できるよう整備する。

## 基本方針2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する

### 1 ごみ処理

#### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 清 掃 対 策 部 復旧復興・給水対策部	○ 多摩市災害廃棄物処理計画及び多摩市がれき処理マニュアルを基に、迅速かつ効率的に収集・運搬・処理を実施する。

#### □ 詳細な取組内容

##### 1 ごみ処理体制の確立

- (1) 災害廃棄物処理に係る初動期の業務について、各職員の役割分担を明確化し迅速かつ効率的に活動できる体制で実施する。
- (2) ごみ・がれきの発生推定量を算出し仮置場等を定めるため、多摩市災害廃棄物処理計画を基に多摩市災害廃棄物処理実行計画を必要に応じて策定する。
- (3) 清掃対策部長は、被害の状況に応じてごみ処理を実施するため、以下の準備を行う。
  - 多摩ニュータウン環境組合等の、ごみ処理施設・設備等の被害状況及び当面の処理能力を把握する。
  - 多摩ニュータウン環境組合への短期間大量投入が困難である場合には、仮置場に一時保管し収集の効率化を図る。
  - 市内の被害状況、避難施設・災害対策拠点の設置状況に応じて、段階的に多摩市災害廃棄物処理実行計画を策定する。
  - 燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ等、それぞれに分別する。
  - ごみ処理業者等に協力を依頼するとともに、ごみ収集運搬車両等を確保する。
  - 粗大ごみ等の一時保管場所が必要となった場合は、仮置場を確保する。
  - 東京都への広域的応援体制の要請、ごみ処理能力に余裕がある協定締結市町村へ応援処理を要請する。
  - 市民・事業所等へ、収集方式・分別方法・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報等で公開する。

##### 2 収集・処理の実施

- (1) 清掃対策部長は連携・協力し、次の点に留意しながら、生活ごみを処理する。
  - 災害時であっても、分別を徹底し可能な限り再利用・再資源化を実施する。
  - 生活ごみ(有料指定袋)で、生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は優先的に収集運搬及

び処理する。

- 仮置場においては、中間処理施設の設置等による減量化、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒等を実施する。
- 道路等に排出・放置されたごみは、関係各対策部及び応援団体等の協力により、分別収集を行い仮置場に搬送する。
- 被害が大きく、収集運搬委託業者等の現有能力(人員・車両)では、不足が生じると判断した場合には、関係機関と調整の上、臨時車両、人員等の応援要請を行い処理する。
- 有害物質及び危険物質等は、東京都と協議し専門処理業者の協力を要請する。
- 医療廃棄物は、専門処理業者へ要請する。

## 2 がれき処理

### □ 対策内容と役割分担

がれき処理は、被災状況や委託要請の状況を踏まえ、東京都と仮置場や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

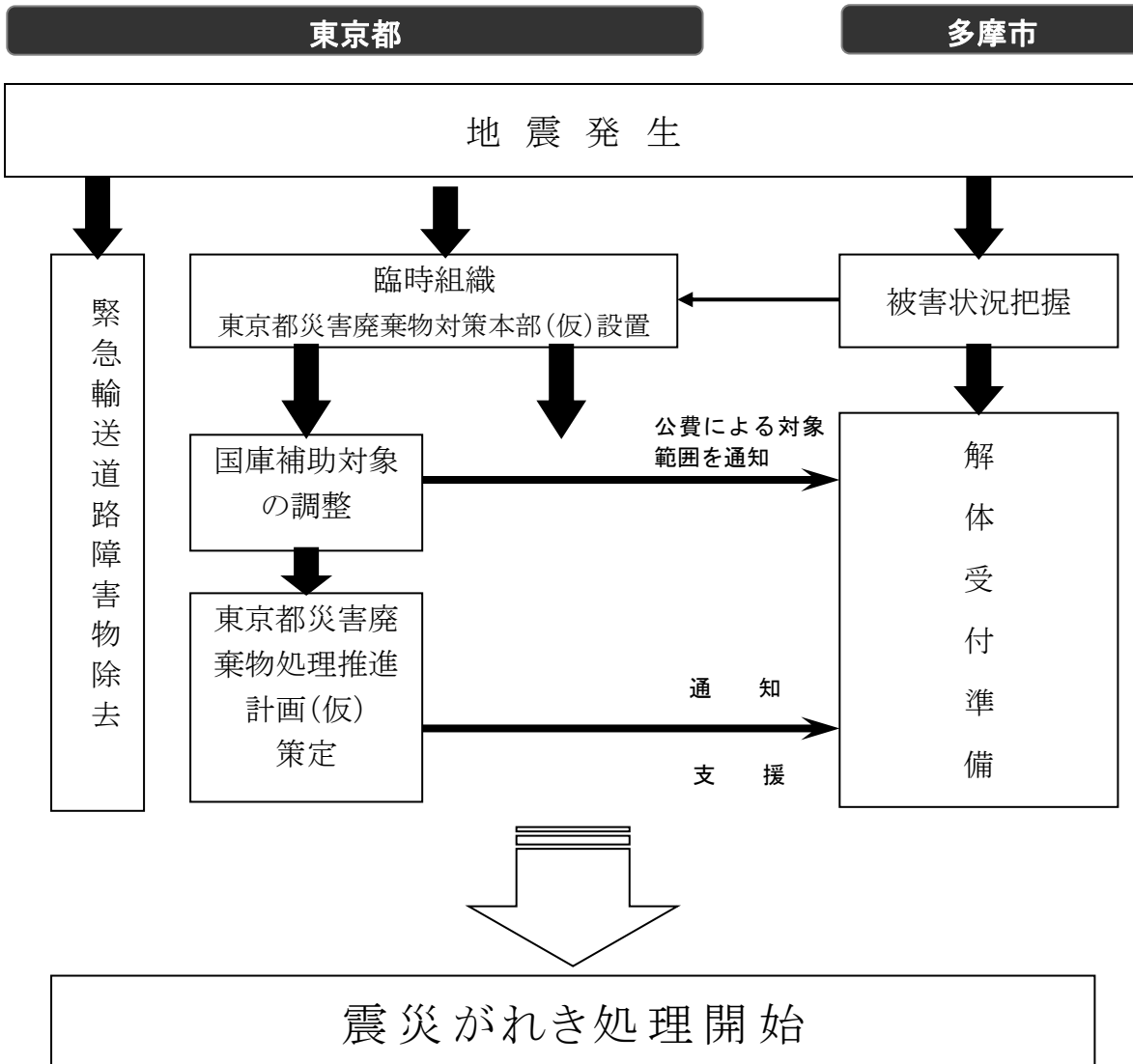
機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 清 掃 対 策 部 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市がれき処理マニュアル等に沿って実施する。</li> <li>○ がれきの発生推定量を算出し、仮置場等を決定するとともに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。</li> <li>○ 被災状況を東京都に報告し、必要に応じて応援を要請する。</li> </ul>

□ 業務手順

【がれき処理のタイムスケジュール】

段階	東京都	多摩市
<b>第1段階</b>  発災直後 ～ 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急道路障害物除去等の震災がれきの処理</li> <li>● 「がれき処理部会」の設置</li> <li>● 震災がれき発生量予測</li> <li>● 廃棄物処理施設等の被災状況調査</li> <li>● 区市町村との連絡調整</li> <li>● 広域連絡及び応急要請</li> <li>● 仮置場候補地の把握</li> <li>● 最終処分場に関する調整</li> <li>● 有害物・危険物に関する対策</li> <li>● 国庫補助に関する国との調整等</li> <li>● 東京都震災がれき処理計画策定</li> <li>● 災害時広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急道路障害物除去等の震災がれきの処理</li> <li>● 被害状況の把握</li> <li>● 市内発生量の予測</li> <li>● 必要な組織の設置</li> <li>● がれき処理計画の策定</li> </ul>
<b>第2段階</b>  第1段階終了後 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家屋情報提供に関する多摩市との調整</li> <li>● 公共施設の解体に伴う仮置場の確保</li> <li>● 仮置場の確保に関する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解体等の受付開始に伴う準備 (解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等)</li> </ul>
<b>第3段階</b>  発災1か月後 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解体・撤去作業及び震災がれき処理</li> </ul>

【発災直後からの作業行程】



□ 詳細な取組内容

1 がれき処理の基本方針

- 発災後、速やかにがれき処理を行う臨時組織である「災害廃棄物処理体制」を設置し、東京都と連携して市内のがれきを処理する。
- 最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等は再資源化を基本として処理する。

【「災害廃棄物処理体制」の構成等】

構成課	所管業務
清掃対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 円滑かつ効果的な処理を推進するため、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び震災がれき発生量（推計）について東京都に報告する。</li> <li>○ 「多摩市がれき処理マニュアル」及び「多摩市災害廃棄物処理計画」に従って処理する。</li> <li>○ 人員が不足する場合は、統括対策部へ報告し各対策部へ応援要請を行い、迅速な対応に努める。</li> </ul>
復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急道路障害物除去がれきを処理する。</li> <li>○ 倒壊建物解体・除去がれきを処理する。</li> <li>○ 倒壊建物の解体・除去に伴うがれきの処理手続等を周知する。</li> <li>○ 倒壊建物の解体・除去申請受付及び審査を実施する。</li> </ul>

2 被害状況の確認

市内における被害状況を確認し、震災がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を確認し公表する。

3 がれき処理計画の策定

発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、市内におけるがれき処理の基本方針を明らかにした、がれき処理計画を策定する。

4 緊急道路障害物除去作業に伴う震災がれきの処理

緊急道路障害物除去作業により発生する震災がれきを、各地域の仮置場に分別（廃木材・コンクリートがら・金属くず等）搬入する。

5 震災がれきの撤去及び倒壊建物の解体・撤去

(1) 実施方針

- 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがらの分別・再資源化を適正に処理する。
- 有害物質等は、廃棄物処理法等の規定に従い適正に処理する。
- 震災がれきの撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市民から



の申請受付及び民間事業者との契約事務を行うとともに、その適正処理について指導する。

- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても震災がれきの撤去と同様に実施する。

時期	内容
特例措置適用前	個人住宅や一部の中小事業所に限り、住民からの申請受付、業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。
特例措置適用後	個人住宅や一部の中小事業所に限り、市が倒壊家屋等の解体除去を行う。

- 市内における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象の範囲を定め公表する。また、処理物が発生した場合は、都への被害状況(廃棄物処理施設、建物、家屋等)及び震災がれき発生量を速やかに報告する。
- 多摩市が設置する仮置場において、がれきの適切な分別を推進し、再利用の徹底を図るとともに、再利用することが不可能なものについては、清掃工場等において焼却処理するなどできるだけ減容化した上で、環境汚染防止に配慮しつつ最終処分する。
- がれき処理計画を策定し適正かつ迅速に実施する。

**【注】**

大気汚染防止法の一部改正(令和3年4月施行)に基づき、今後、建築物の解体時には、災害時においてもアスベスト含有に係る事前調査が必要となった。

**(2) 受付事務**

次の事項に対応する。

事 項	内 容
申請受付窓口の設置	○ 発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を市役所等に設置する。
解体・撤去の適否判断	○ 申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等(課税課「土地・建物台帳」を利用)を確認し、解体・撤去の適否を判断する。
確認書類	○ 申請時には、次の書類を必要とする。 ・ 個人の場合 ……身分証明書 ・ 中小企業の場合 ……登記簿、従業員数を確認できる書類

**(3) 民間業者との契約事務**

緊急道路障害物除去終了後、倒壊建物解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

**(4) 適正処理の指導事務**

- 解体・撤去作業は、震災がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、各規定に基づき、適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。
- 搬出した震災がれきについては、指定した仮置場に搬入する。

**(5) がれき仮置場の設置**

- 仮置場は、積替えによる震災がれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。
- 各仮置場には簡易破碎機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできる限り減容化する。

**(6) 持込みがれきの仮置場搬入申請書兼承認書**

- 仮置場への震災がれきの搬入は、持込みがれきの仮置場搬入承認書を保有する者に限る。
- 「倒壊建物解体・撤去がれき」及び「持込みがれき」を搬入するための、仮置場搬入許可証及び搬入希望者の申請に基づく持込みがれきの仮置場搬入申請書兼承認書を発行し、その発行状況を記録する。
- 市が解体・撤去作業の委託契約を締結した業者に対しては、契約時に搬入仮置場搬入許可証を発行する。

**(7) 仮設中間処理施設と再資源化**

- 災害が甚大で大量の災害廃棄物が発生する場合は、仮設中間処理施設を検討する。また、必要に応じて広域で仮設中間処理施設を建設することを東京都に委託する。
- 災害廃棄物は、処理方法によっては再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用されるよう、積極的に再生資材として再資源化する。なお、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」などに基づいて処理する。

＜再利用の再生資材等＞

災害廃棄物	再生資材等
廃木材(解体大型資材・大型生木・木くず)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破砕処理した後、製紙原料、木炭、パーティクルボード、ボード用、燃料、その他リユース材等として再利用する。</li> <li>○ 再利用が難しいものについては、清掃工場等において焼却処理する。</li> </ul>
コンクリートがら アスファルトがら	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破砕処理した後、路盤材、骨材等として再利用する。また、工事現場における埋め戻し材料等にも再利用する。</li> </ul>
金属くず 廃家電 <small>(家電リサイクル法対象外)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属、金属スクラップ、廃プラスチック等に再利用する。</li> </ul>

(8) がれき処理に必要な協力体制について

がれき処理は、次の業務について資器材等の提供を含め民間事業者に協力を求め効率的に実施する。

業 務	内 容
倒壊建物の解体・「がれき」の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倒壊建物の解体・運搬業務</li> <li>○ 発生「がれき」の撤去業務</li> </ul>
「がれき」仮置場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮置場の開設整備業務</li> <li>○ 仮置場の維持管理業務</li> <li>○ 仮置場からの搬出</li> </ul>
「がれき」の中間処理・再利用・最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃木材・コンクリートがら等破砕処理</li> <li>○ 再利用施設への搬出</li> <li>○ 再利用施設での優先的な処理</li> <li>○ 最終処分場への搬出</li> </ul>

がれき処理の基本的な流れ

